

### 3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

#### (1) 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



##### 対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

##### △対象の条件

- ・病気のために仕事ができない状態
  - ・3日以上連続して欠勤している
  - ・給与が支払われない
- ※給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。



##### 覚えておくとよいこと

- ・支給期間は休職4日目から1年6ヶ月間です。
- ・担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。
- ・会社を辞める前に、加入している医療保険窓口に相談しましょう。

問合せ先 加入している各医療保険の窓口 P76

### 3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

### 3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

#### (2)ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭(母子及び父子家庭等)の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。保険適用の自己負担額が助成されます。入院時の食事代、差額ベッド代などは対象になりません。

ひとり親家族や  
小児向け  
の制度です



##### 対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

##### △対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日までです。

問合せ先 各市町村の児童家庭課など P74



あかたすんどうんち くがにどうる  
赤田首里殿内 黄金灯籠下ざてい  
あ みるくうんけー  
うりが明かがりば 弥勒御迎  
(赤田首里殿内)



### 覚えておくとよいこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要な全ての書類を揃えて提出した日にさかのぼって、支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

(問合せ先) 各市町村の福祉相談窓口か福祉事務所 P74

### (3)一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、所定の審査を経たうえで一部負担金(ただし自己負担限度額内)の減額または免除をする制度です。

申請は、患者自身で行う必要があります。減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

(問合せ先) 加入している各医療保険組合の窓口 P74

### (4)生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、状況に応じて「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように、その足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるよう手助けする制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活の目途が立たないときに、初めて適用されます。保護の申請は、ご本人のほか、同居のご家族・親子・兄弟などができます。保護の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



生活が困窮した方向けの制度です



生活が困窮した方向けの制度です

### 3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

### (5)生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となつたときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。

用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられています。貸付利率は年3%ですが、療養費や介護費などについては無利子です。

対象となる人 低所得世帯、高齢者世帯で他からの融資が困難な世帯

(問合せ先) お住まいの民生委員か、各市町村の社会福祉協議会 P74

### (6)がん治療の渡航費助成(宮古・八重山)

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。後日払い戻しされます。

#### 石垣市

(問合せ先) 石垣市健康福祉センター TEL:0980-88-0088

- ・渡航前に石垣市健康福祉センターの窓口でご相談下さい。
- ・2013年度の対象者は、石垣市に住所がある方で、以下の通りです。

- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患(がん)に罹患している方のうち、市内の協力医療機関の主治医が「市外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方

#### 宮古島市

(問合せ先) 宮古島市役所 健康増進課 TEL:0980-73-1978

宮古島市では、2013年度から渡航費の支援事業を実施予定です。くわしくは、宮古島市役所健康増進課までお問合せください。

